## 飯山市青少年育成市民会議表彰規定

(目 的)

第 1 条 この規定は、飯山市青少年育成市民会議会長(以下「市民会議会長」という)が行う表彰について必要な事項を定める事を目的とする。

(表彰の基準)

- 第 2 条 青少年健全育成のため、8 年以上活動した者で、次の各号の一に該当する者には表彰状を交付して表彰する。
  - (1) 青少年の指導者として功績のあった者
  - (2) 青少年育成団体で活動の実績が顕著で、他の模範となるもの
  - (3) 青少年団体で活動顕著なもの
- 第3条 青少年健全育成のために活動した個人又は団体で、前条各号の一に準ずる功績のあったもの、並びに善行を行った青少年で、その行為が特に顕著であると認められるものには表彰状を交付して表彰することができる。

(欠格条項)

- 第 4 条 過去において青少年健全育成関係の業績により、次の各号の一に該当 する表彰を受けたものは表彰する事ができない。
  - (1) 国の中央機関又は国の中央団体による表彰
  - (2) 長野県知事による表彰
  - (3)長野県青少年対策本部による表彰
  - (4) 飯山市長による表彰

(推薦手続き)

第5条 飯山市青少年育成市民会議傘下の団体の長は、第2条及び第3条の規定 に定める表彰に該当する事実を認めた場合には、別に定める推薦書により、市 民会議会長に推薦するものとする。

(推薦時期)

第6条 前条の推薦時期については、別に市民会議会長が定める。

(決 定)

第7条 第2条及び第3条の規定による表彰を受けるものは、飯山市青少年育成市民会議常任理事会の意見をきいて市民会議会長が決定するものとする。 (表彰期日)

第8条 表彰は、市民会議会長が必要に応じて行うものとする。

附則

この規定は平成5年7月3日から施行する。